

平成25年度 第3回小樽市子ども・子育て会議 会議概要

- ◆日時 平成26年1月29日(水) 17:30～19:30
 - ◆場所 小樽市役所別館3階 第1委員会室
 - ◆欠席委員 4名(藤井委員、新倉委員、石川委員、林委員)
 - ◆事務局 福祉部長、福祉部主幹(保育施設担当)、子育て支援課長、子育て支援課子育て支援係長、子育て支援課保育係長。
 - ◆関係課 商業労政課長、障害福祉課長、こども発達支援センター所長、健康増進課長、学校教育課長。(欠席:企画政策室主幹、男女共同参画課長、生涯学習課長)
- (注)発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

◇事務局

定刻になりましたので、ただいまから第3回小樽市子ども・子育て会議を開催いたします。

最初に本日の出席状況を報告させていただきます。本日、所用により欠席される旨のご連絡がありましたのは、藤井委員、新倉委員、石川委員、林委員の4名であります。会議の成立は条例の規定で委員過半数の出席であり、成立しています。

市の関係課については、本日の出席課長を申し上げます。産業港湾部商業労政課 渡部課長、福祉部障害福祉課 相庭課長、福祉部こども発達支援センター 中島所長、保健所健康増進課 宇田川課長、教育委員会学校教育課 浅井課長です。

なお、本日、担当課の用務があり出席ができませんでしたが関係課長は、総務部企画政策室 薄井主幹、生活環境部男女共同参画課 鈴木課長、教育委員会生涯学習課 保科課長となっております。薄井主幹及び鈴木課長は急遽のため、お手元の席図には記載されていますがご了承ください。

それでは、片桐会長、進行をお願いいたします。

◇会長

それでは、早速、議事の部に入ります。昨年10月の会議では、小樽市でニーズ調査をどう行うか審議していただき、本日はその調査結果が資料として示されております。まず、資料について、事務局より説明を願います。

◇事務局

資料1と資料2について説明します。昨年10月の会議以降、事務的準備を行い、ニーズ調査を行いました。本日は速報の内容で中間報告を得ておりますので、その内容を申し上げます。

まず、資料1をご覧ください。調査期間は昨年11月1日から20日までの間、調査は2種類あり、就学前児童の保護者と放課後児童クラブ利用の保護者を対象として、就学前児童の世帯に関しては住民票からの無作為抽出により、児童数4,302人のうち、およそ半数近くの2,000人の世帯へ郵送によって調査票を配布し、回収も郵送によって行いました。回収数は888件、回収率は44.4%となっています。放課後児童クラブ利用者については、小学1年から3年までの世帯を対象に各クラブを通じて調査票を配布し回収する方法で行い、回収数は412件、回収率は、81.1%となっています。次に調査結果であります。資料2をご覧ください。最初に表紙下段の囲みをご覧ください。いくつか留意事項を記載しておりますが、このたびの集計結果は基本的な回答項目の集計のみとなっております。昨年来、アンケート結果については、まず北海道への報告が必要との認識で、設問を集計し報告するという流れで進めてきていますので、速報として集計しています。そのため、設問の中で、例えば家を出る時間とか、施設を利用したい時間帯など数値で個々に答えてもらう項目もデータ集計は進めていますが、この資料では割愛しています。

また、自由意見等の集約結果も同様であり、後日まとめを終えた段階で送付させていただきたいと考えています。資料2の1ページをご覧ください。

最初の1ページの「問1 回答者の地域」については、アンケートを送付する際も地域分布には留意しましたが、結果としての回答もほぼ居住区分に沿った分布となっています。

2ページの「問2 子どもの年齢」もアンケートを送付の際に留意しましたが、地域区分同様に年齢区分も偏りは見られていません。「問4 ご回答いただいた方」は、母親が約94パーセントとなっています。「問6 子育てを主に行っているのは？」では、父母ともにとという回答が約56パーセントである一方、主に母親という回答も約40パーセントとなっています。

3ページの「問9 日ごろ、子どもを預けることができるか？」については、緊急時に祖父母等に預かってもらえるが約61パーセントとなっています。また、約半数が祖父母等の負担をそう心配しなくてもよいとなっています。

4ページの「問10 子育ての相談先」についても祖父母等の親族、次いで友人・知人となっています。4ページから5ページにかけて、「問12-1 母親の就労状況」は、就労しているという方が合わせると約52パーセントであり、ほぼ半数となっています。「問13-1 父親の就労状況」は、就労しているという方が合わせると約89パーセントであり、9割近くとなっています。

6ページの「問14 定期的な教育・保育の利用状況」については、利用者が70パーセントとなっています。「問14-1」では主に幼稚園、保育所となっています。

7ページの「問16」以降の回答では、土曜日、休日、長期休暇の際の利用希望では、土曜日、休日はさほど高くないが、長期休暇については、利用したいという要望が示されています。

8ページの「問17 病気の際の対応で1年間の対処」では、母親が休んだが約74パーセントとなっています。「問17-1 病児・病後児保育の利用」については、利用したいが約40パーセント、利用したいと思わなかったが約56パーセントとなっています。

9ページの「問18 不定期な事業の利用」については、利用していないが約83パーセントとなっています。10ページの「問19 年間の利用希望」については、利用する必要なしが58パーセント、利用したいが約38パーセントとなっています。また、利用したい場合の内訳では、用事やリフレッシュ、学校の行事などが約6割から7割となっています。

11ページ～16ページにかけては、「問23 本市の子育て支援事業の13項目」について尋ねており、事業内容の違いがありますが、今後利用したいという回答は一様ではなく、差があるものとなっています。低いものは約14パーセント、高いものは約41パーセントとなっています。

16ページの「問24 今年新入学予定の5歳の子どもを持つ保護者への質問ですが、小学3年生までの放課後児童クラブの利用希望は約48パーセントとなっています。小学4年生以上になると約27パーセントとなっています。

17ページから20ページでは、問27から育児休業の取得などの回答になっていますが、説明は割愛します。

21ページの「問31 まちなかの子育て拠点スペースの整備」については、目的によって利用するが約48パーセントでほぼ半数となっています。子どもを連れての外出の際に便利と思う方が約76パーセントとなっています。「問33」ではこうした子育て拠点スペースに求める内容としては幅広い内容の回答となっています。

22ページから26ページでは、問34から教育・保育の広域利用などについての質問ですが、説明は割愛します。

26ページの「問37 子育て環境や支援への満足度」については、1、2が低い、やや低いとなりますが、合わせて53パーセントとなっていて、半数が満足度を得ていないとなっています。

◇会長

それでは、ニーズ調査結果の中間報告についての説明がありました。不明な点や質問、意見はありますか。

◇会長

自由記載の意見等は後日の報告になるとの説明でしたが、本市の子育て支援の満足度は高くない結果となっていますが、そのあたりの記載はどうでしたか。

◇事務局

自由記載の意見については、色々書かれている項目も多く、そのままランダムに提出できないので、項目別にまとめてから報告したいと考えています。次回会議の前にでもまとめたいと考えています。

◇会長

そうですね。ニーズから離れた計画づくりになっても意味がないと思いますし、自由記載の部分などはお母さん方の本音などが出ているのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。ほかに質問はありますか。

◇委員

児童クラブについての要望も多いのではないかと思います、本市ではどのように実施されていますか。

◇事務局

本市では9割方が小学校の教室を利用して実施されていて、小学校以外では稲穂小の子どもが勤労女性センター、塩谷小が塩谷児童センター、色内小がいなきた児童館を使用しています。

◇委員

幼稚園では送迎バスもあってよかったのですが、小学生でも親からすると心配な時期があります。こうしたクラブの中でも室内、屋外と色々活動できれば良いですね。

◇会長

ほかに質問はありますか。

◇委員

この中間報告は、先ほど、数値的な説明を伺いましたが、考察として文章化しますか。アンケートをどう生かしていくか、自由記載も大切だと思いますし、数値の多い少ないだけで希望がどうかと判断しかねるものもあるかと思いますがどうでしょうか。

◇事務局

せっかく保護者の皆さんに書いていただいたアンケートであり、一定のまとめはしたいと考えています。やはり現状があって出ているご意見だと思いますので、自由記載も分類が必要かと思ひますし、数値の多い少ないもありますが、現状をどう思われているのかについての作業は必要と思ひています。

◇会長

結果を踏まえてニーズの評価を行うということですね。ほかに質問、意見はありますか。

◇委員

今回のアンケートには地域の子育て支援事業がいろいろ載っていましたが、私の周囲では「個別の事業の名称などは聞いたことがあるけど、どういう事業だったろうか。」というような声もありました。そうした意味では、もっと事業に関して発信したほうがよいと思ひました。

◇会長

例えばこの中の「テレホン育児相談」はどこで周知がされていますか。

◇事務局

まず母子手帳の中に育児相談も含めた各種事業の案内を入れてありますし、保健所で行う健診や他の保健事業の際にも各種事業についてお知らせしています。また、保健所のホームページなどでも周知を図っています。

◇委員

今のご意見にもありましたが、事業がどのような内容で行われているか、正しくしっかり伝わっているかということを感じることがあります。回答で「利用しない」とありますが、内容を知っていて利用しないのか、知らないため利用しないのかの違いがあると思います。単純に「する」「しない」という回答だけでなく、自由意見の記載なども参考に考察することが望ましいと思います。

病気の際の預かりも、他人に見てもらうことが不安という回答も多いのですが、ファミリーサポートセンター事業などの内容も伝わりきれていない面もあるのではと思います。

◇会長

ほかにいかがですか。

◇委員

相談事業について、ネットなどで実際に具体例を載せて、こうした相談が行われているなどのことがわかれば、利用しやすくなることもあるのではないのでしょうか。保育所では曜日を決めて育児相談を行っています。

また、病児の保育についても、家で子どもをみていられる親もいる一方で、小樽市ではまだ実施されていませんが、病児保育を病院で行う形態なども一般的になっていて、ただそうしたことを親が知らなければ、「利用しない」という回答になることがあると思います。回答の多い少ないだけで判断せず、比較的少数ではあっても目を向けなければならないものもあると思います。

◇会長

こうしたアンケートが27年度からの事業計画に結びつくわけですが、ぜひ、情報発信も計画に取り入れてほしいと思います。そのほかにいかがですか。

◇委員

私どもの施設でも不定期ですが子育て相談を行っています。ただ、親の側も何でも気軽に相談とまらない面も伺えますので、個人懇談の場なども活用するようにしています。また、地域的に相談事業を行っていても、幼稚園など普段通っている施設に行きやすい面もあると思います。

◇会長

そうすると市町村からの情報発信ばかりではなく、事業者側からの情報発信も大切になりますね。学童保育の関係では、実際に施設の側では市町村に対する要望などを聞くことはありますか。

◇委員

児童館に開設した放課後児童クラブがありますが、直接ご意見を伺うことは少ないものです。

一方、保護者の方々も年代などで動き方も違っているようにも感じています。以前より乳幼児を対象とする民間の取組が増えていて、参加してみても良かったら、その結果もすばやく伝わるという面も伺えるし、親たちが独自に育児サークルを作ることも減っているようにも思います。民間の好ましい事業があれば、積極的に参加するなどしているようです。

また、今回のアンケートでは児童クラブについて、高学年になっても利用したいとの希望も出ています。ただし、児童クラブに対して子ども自身が持つイメージと親が持つイメージが違うようにも思います。現在、児童クラブは小学3年までのため、4年生になると気分的にも開放されるのか、児童館が遊ぶ場所の主体ではなくなる面も見られます。

◇委員

私はベビーマッサージをしています但し親たちに知ったきっかけを聞くと、一番多いのがポスターです。スマートホンなどより多いです。お母さんたちは買い物に行きますので、スーパーや本屋さ

んにも可能なら案内を置いています。

◇会長

ほかに質問、意見はありますか。

◇委員

からまつ公園で歩くスキーなどの催しをしていて、学校や幼稚園にも周知のポスターをお願いしますが、あまり参加は芳しくありません。親と一緒に参加という面があるかもしれませんが。

◇委員

参加に結び付くのは、やはり親たちのクチコミが大きいですし、お店などでの周知もあると思います。ただ、学校への依頼については、学校も色々な事業についてお願いされても、何でもかんでもよいとはいかない面もあると思います。

◇会長

今までのお話からしますと、有益な支援制度を作っても、親の所まで情報が届かないと絵に描いた餅になるということですね。貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、次の議題「(2) 国の主な審議状況について」に入りたいと思いますので、事務局より説明願います。

◇事務局

資料3について説明します。この子ども・子育て支援新制度は、すでにご承知のとおり、今後の消費税率の引き上げと重なる制度であり、国は平成27年度から実施予定として、市町村段階で必要な準備を進めるようにとされています。新制度の基になる法律はすでにあるわけですが、実際の制度内容をどう形作るかということについて、国は子ども・子育て会議を設けて、昨年4月以降、国の段階での議論が行われてきたところです。今後も国の段階での議論は続いていきますが、これまで一定の整理が図られていますので、現時点の内容について、説明します。

資料3の表紙は目次となっています。1ページをご覧ください。上段に記載のとおり、国は平成25年度末を目途として議論の取りまとめを図ることとして、これまで国の子ども・子育て会議で制度の細部の議論を行ってきています。この表の左側の記載は「会議」が子ども・子育て会議、「部会」が子ども・子育て会議に設けられている基準検討部会です。この項目分けに沿って、現状を報告します。再度、表紙をご覧ください。左側の記載が1ページの項目分けと同一になっており、その項目に関連する資料として目次を記載しています。

最初の「基本指針」について、2ページから5ページまでの資料となっています。

2ページをご覧ください。新制度の大枠として、国は基本指針を策定することが子ども・子育て支援法で規定されています。特に基本指針には、今後、市町村が策定する市町村事業計画の作成指針が盛り込まれるもので、この基本指針(案)自体は昨年の段階で既に示されていて、市の子ども・子育て会議でも、前回の会議で資料2として配付しています。今後は国が時期を見て正式に示してくると思っています。

次の3ページでは、市町村は事業計画を基に教育・保育給付や地域での支援事業を行うことが図で示されています。次の4ページでは、前回の会議でもお話しましたが、事業計画の必須記載事項と任意記載事項が項目で示されています。5ページでは、必須記載事項として、教育・保育や地域での支援事業に係る量の見込みなどのポイントが図で示されており、量の見込みに対応して確保すべき内容とその時期を計画化していくことになっています。

次に「保育の必要性の認定基準」について、資料は6ページから10ページまでとなっています。6ページをご覧ください。新制度を利用する児童が記載のとおり、区分されることになっており、点線囲みにありますとおり、1号が現行の幼稚園児、2号、3号が保育園児ですが、2号は3歳以上、3号は3歳未満となります。略して、1号子ども、2号子ども、3号子どもという呼び方も

されています。保育の必要性の認定については、中段に記載のとおり、国は3点を中心に議論しています。①事由、②区分、③優先利用という内容ですが、9ページ、10ページでもう一度申し上げます。

次に7ページをご覧ください。保育所への入所についての手順を図で示したものです。保護者は勤務先で証明してもらった稼働証明書など保育に欠けることを証明する書類を添付して、入所申込書に希望する保育所を一緒に書き込み、提出するという手続きになっています。

次に8ページをご覧ください。ここでは、現在は保育に欠けるという言い方をしていましたが、保育の必要性を認定するという手順が出てきます。合わせて、希望する保育所を申し込むという手続になります。特に市町村では申込みがあった以降に、これまでと違って、利用調整、施設のあわせん、要請などを行うとされています。

次の9ページをご覧ください。先ほどの国の3点の議論のうちの一つ、①事由についてです。左側が現行の要件、右側が新制度での事由に関して議論している内容であり、特に保護者の就労時間などは、先に新聞報道もありましたが、短時間の保育については、月48時間から64時間の間で市町村が設定するということとなっています。このようにそれぞれ国の議論内容がありますが、10ページをご覧ください。保育の必要性の認定ということについては、この①事由のほか、②区分(保育必要量)、③優先利用というそれぞれの要素が組み合わさった内容になるものです。

次に「確認基準」について、資料は11ページから16ページまでとなっています。

11ページをご覧ください。「確認制度について」と記載されています。これは新制度で教育・保育施設や地域型保育を行う事業所、施設に対して、市町村が給付費を支払するという流れになりますので、事前に給付の対象施設であることを確認するという行為が新たに必要とされました。利用定員の関係、施設の認可基準、運営基準を充足することなどを確認することになります。

また、この運営基準については市町村が新たに条例を作るようになっており、26年度に入っようした検討が必要にもなっています。

12ページをご覧ください。国として検討が必要な事項について、表で示されています。利用定員、運営基準、業務管理体制、情報公表などの事項について検討されることとなっています。

13ページをご覧ください。利用定員について少し詳しく載っています。施設や事業の種類ごとに、保育の認定で示されていた1号子ども、2号子ども、3号子どもという区分ごとに、利用定員を定めることとなります。具体的には14ページをご覧ください。一覧になっていますが、13ページ下段にも記載がありますが、利用定員の設定についても、もう少し検討、整理が必要となっています。

15ページをご覧ください。運営基準に関する検討事項が表として記載されています。主要なものとして、利用開始に伴う基準では「応諾義務」、教育・保育の提供に伴う基準では「利用者負担の徴収」、管理・運営等に関する基準では「事故防止」「会計処理」などがあります。こうした内容が国で詰められた上で、後日、市町村へ示されてくることとなります。

16ページをご覧ください。11ページの記載内容と重なるものもありますが、教育・保育施設や地域型保育を行う事業所、施設に対して確認を行うのは市町村として位置付けされています。

次に「認可基準(幼保連携型)」について、幼保連携型認定こども園に関する認可基準についてです。資料は17ページから18ページまでとなっています。

17ページをご覧ください。新たな制度での幼保連携型認定こども園は、「単一の施設」として、「単一の基準」にするとしているもので、認可すべき基準としては、幼稚園と保育所で異なるものは高い水準で引継ぎするという考え方などが示されています。また、全て国の検討は終わっておらず、職員配置等については今後も公定価格の検討が引き続きますが、そうした議論の中で行うとしています。

18ページは直接の資料ではなく、目次です。今、申し上げた認定こども園の基準の内容として、この目次に記載された項目の検討を行っているのご理解ください。

次に「認可基準(地域型保育)」について、新制度で新たに公費が投入されることになった地域型保育に関する認可基準についてです。資料は19ページから21ページまでとなっています。

19ページをご覧ください。最初に記載のとおり、新制度では小規模保育以下全部で4つの類型が示されていますが、地域型保育事業として、市町村の認可事業として、施設へ給付費を支払する制度となります。

20ページをご覧ください。国は、これらの事業を市町村が認可し、施設へ給付費を支払するという位置付けを図るために記載されている内容の視点で考えているものです。地域型保育事業によって多様な保育ニーズに応えることと同時に提供される保育は一定の質が確保されなければならないというものとなっています。

21ページをご覧ください。この地域型保育事業も市町村があらかじめ、条例を定めて認可するという取扱いになりますが、地域型保育事業に4つの類型がありましたが、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定するとしています。

次に「市町村事業」について、資料は22ページから23ページまでとなります。

22ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業というジャンルで新制度に位置付けされる13の事業の一覧です。事業の中身自体がそれぞれ違いますが、現時点では次の23ページをご覧ください。これらの地域子ども・子育て支援事業の検討状況に関して、国のコメントが掲載されています。資料2-1などと記載されていますのは、昨年12月26日の国の会議で色々資料を提出し議論したというものです。放課後児童クラブのように一定まとまったものもありますが、さらに案を示し検討しているものもあるという状況です。

次に「公定価格、利用者負担」について、資料は24ページから27ページまでとなります。

24ページをご覧ください。新制度では先に説明のとおり、施設型給付と地域型保育給付という区分で施設又は事業者に対する運営費を支払することになりますが、その水準をどのようにするかという検討項目です。今後、国では費用の額を決めていくことになっています。

この、国が定める費用の額が公定価格と言われていますが、25ページをご覧ください。公定価格の検討に当たっての論点が載っています。施設などを利用する子どもの区分、年齢、保育必要量、地域区分、利用定員等の要素を勘案して決めるとし、通常の運営費用は認可基準との兼ね合いで、必要とする人員配置の基準を基に人件費や事業費、管理費などを評価して決めるとしています。

26ページをご覧ください。先ほどまで説明してきた事項とも重なりますが、単純に運営費の単価を決めるものではなく、制度を形作る「保育の必要性の認定」や「認可基準」、「確認制度」などとの関連を考えつつ検討するというものになっています。細かく見ていきますと、次の27ページをご覧ください。今、申し上げた大まかな項目の中では、さらに細かい項目建てがされて、検討されています。国では26年度の4月～6月までの間には、この公定価格と合わせて利用者負担の水準も示したいと考えているところでもあります。

最後に戻りますが、1ページをご覧ください。これまで国が検討してきた新制度の主な項目に沿って説明してきました。こうした制度の内容を更に詰めて検討し、25年度内に政省令の形で市町村へ示すという流れができており、公定価格などはまだ検討が必要となっていますが、制度の主な骨格的なものは出来上がりつつあるという印象です。今後の市町村の事業計画づくりとこれらの制度の姿は当然ながら兼ね合いがありますので、今後も引き続き、時機を見て、委員の皆様へ新制度の説明を行いたいと考えています。

◇会長

それでは、新制度に関する国の主な審議状況についての説明がありました。ボリュームがあり、

一度に聞いて、すぐ質問、意見ということも難しいとは思いますがどうですか。

一つ、伺いたいと思いますが、新制度では認可外保育施設の取扱いはどのようになっていくのですか。

◇事務局

認可外保育施設についてですが、先ほど16ページで地域型保育事業に触れましたが、新制度では小規模保育施設など地域型保育事業に関する認可の基準が設けられます。施設を運営する事業者が申請し基準を充たすのであれば、新制度の事業者として位置付けされることになります。ただし、自動的に移行するものではないので、事業者側の意向がどうかということが関係してきます。保育所、幼稚園についても同様のことが言え、従来の形で残っていくこともあり得ます。こうしたことに大きく関わる施設の運営費の水準などについて、国もまだ議論を続けているところであり、事業者が判断できるのは、もう少し先の時期になります。

◇会長

はい、わかりました。情報も膨大になってきていますね。内閣府のホームページも後でよく参照してください。

◇委員

今、概略での説明を伺いましたが、内容について、一般市民にとっては、まだまだ判りづらい新制度だと思います。この子ども・子育て会議の委員としても、よく新制度の内容を承知していないとだめだと思っていますが、今後、保育園の入所は今の制度より難しくなりますか。また、制度としてはより複雑になるのでしょうか。

◇事務局

制度に関しては、市町村の事務的な手続などは増えると思います。今までは保育所の入所申込みがあり、その後、施設と電話でやり取りしますが、新制度では市町村の関与が強まることもあって、利用のあっせんや調整などを新たに書類で行う場合は事務的負担が増えると思います。

また、保育所、幼稚園など施設を利用される当事者にとっても、新たな認定証の発行などもあって、そうした面も否めなくありませんが、利用者の負担ができるだけ生じないようにということも、この新制度移行に当たって原則的に考えていきたいと思っています。

◇委員

市としては国の施策の考え方が示されてから、市としてどういう方向で進むのかを決めたり、国の施策を基本にしながらということが原則と捉えていますかどうか。

◇事務局

市町村としてすぐ独自にはならないと思います。新制度については既に国の法律ができていますので、それをベースに考える必要があります。新制度では施設の基準など市町村が定めるものもありますが、その際、国が定める基準そのままとなるものと市町村が地域の実情に応じて定める内容とに分かれていて、地域で定めるものは一定の議論が必要と考えています。

◇委員

新制度は27年度実施予定となっていて、その中には事業所の保育や小規模な保育なども含まれています。こうした事業を新たに実施する場合も考えられますが、市町村としてはこうした事業をやらしてもらえませんかと提案するのですか。

◇事務局

新制度に関しては、市民の皆さんや保育所、幼稚園など施設の皆さんも含めて、一定の時期に説明を開始することになります。ただし、新たに事業を実施する場合については、事業者を特定できませんので一般的な周知になります。

関連がありますので、資料7をご覧ください。既に第1回の会議で提出したもので、まだ先行き

が明確でない面もありましたが、国の資料を基に予定として作成したものです。そのため、各種基準の条例化なども記載していますが、こうした内容については国の推移を見つつ対応しなければならないので、今後、行うこととなります。

また、国はこの新制度を行うに当たって、電算システムで処理するように考えています。今、申し上げた各種基準の条例化などとは別に対応を図っていく必要があります。ただし、当初の国の予定からすると25年度でしたが、現実的には新制度の内容が固まってきて、市町村の実務をどうするかということになりますので、これからの時期も関わってきます。

各種基準の条例化などは、市町村の議会開催時期が通常6月、9月となっていますので、ここへ向けて整理していくこととなりますし、国は新制度自体の財源に消費税を充てることを前提にしていますので、いずれ次回の引き上げについての方針を決めていくものと思っています。

国のスケジュールでは26年度の10月以降に事業者・施設への確認や利用者への認定証発行などを進めてくださいとなっていますが、ただ、今の段階では、まだ市町村としては10月1日実施と踏み込んではいないはずですが、まだ、議論が続いていて、制度の骨格はできつつある段階ですが、実際に実施時期を断言できるところまでは至っていないものです。今後、国の方針決定をベースにしながら、制度の関係を考え合わせて、実際どうしていくかということになるものと思っています。

◇会長

概ね26年度の10月には新制度の方向性が固まっているという理解でよろしいですか。

◇事務局

国はこうした時期からの進め方がよいのではないかと示しているスケジュールになります。

◇会長

26年度の5月は早いにしても、8月の子ども・子育て会議では委員に対する新制度のレクチャーは可能と考えてよいですか。

◇事務局

はい、一定程度はお示しできると思います。ただし、先ほど申し上げた公定価格について、国は現時点でも26年度の4月から6月の間に示すとして幅をもっています。公定価格以外の関係はある程度骨格的に見えてきていますし、条例化の原案作りなども進めることとなりますので、こうした関係は一定の時期にできるのではないかと思います。

国の動きが順調にいけば会長が言われたスケジュールで動けるのではないかと思います。

◇会長

委員の皆さんもそれぞれ団体などに属しているので、市がどうするかというような情報提供なども行うことと思います。今日は事前のレクチャー的な説明として聞き、詳しい内容は国のホームページにも載っていますし、今後も制度が固まっていきますので、次回の会議で改めてしっかり聞きつつ、いろいろ意見をいただきたいと考えています。

◇委員

国の新制度の内容が固まり、それを受けて市がどうしていくという立案をされるということになるのですね。

◇事務局

はい、そうなります。

◇委員

この会議も子育てしやすいまちにするという目的があると思いますので、市がまとめた考え方に對して、私どもも色々現場の意見を収集しながら反映できるとよいですね。国の動きの後に市がまとめて、それからの時期が短かければなかなか反映しづらい面もあります。できれば市の考え方に色々意見なども加味されて良い形で運用されればと思っています。

◇会長

そうですね。今回のアンケートの結果なども関係してくると思いますし、色々委員の皆様からの意見も反映しながら小樽のまちに合った新制度の発足という形で考えていきたいと思っています。

◇事務局

捕捉しますが、今一度資料3の5ページをご覧ください。市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージという表題がついていますが、子ども・子育て会議の皆さんにお願いする役割も記載されています。量の見込み、確保の内容、実施時期とありますが、これがまず一番としてご議論いただくものになっています。量の見込みに関しては、現在の利用状況と利用希望となっていて、先般のアンケートの結果も反映されることになっています。

◇委員

今の話のように具体的に示されると、意見反映できる項目が明確化になるのでわかりやすいと思います。

◇会長

この子ども・子育て会議の検討事項をより明確にさせていただくと、意見や要望もしやすいように思います。そのほか、質問、意見はありますか。

◇委員

幼稚園や保育所の動きにつきましては、今後、国から示されてくる公定価格に影響を受けると思います。新たに認定こども園や保育所を始めるのかということがありますが、6月頃の時点で一定の判断を求められると見込んでいますが、27年度からの移行については、その時期でないと間に合わないという面も伺えます。市町村計画との関係がどこまで整理されるかということもあって思っています。

◇委員

確かに幼稚園関係もこれまで新制度についての勉強会的な会議は行われています。ただし、具体的に施設自体がどうかということまでには至っていないと思います。今、国で認定こども園の改正内容も議論されていて、幼稚園や保育所の高い基準を用いようとしているところもあります。

また、地域で待機児童がいる、いないでも施設の選択は変わってくると思います。

◇委員

26年6月で一定の判断をして、その後、変更ができないなら困ると思っています。

◇委員

色々自治体によっても差があるように思います。市から施設の意向について照会がある自治体もあるようです。

◇委員

これまで独自に運営されてきた認可外施設も全て新制度に移るものでもないと思っています。現在から比べれば色々規制が入ってくるとともに公費負担となるわけですが、自由裁量は少なくなりますので、そうした面も考えて選択されるのではないかと考えています。幼稚園についても選択肢は多い。また、認定こども園には今でも事前見学がありますし、やはり新制度は煩雑性が伺えますので、市としては利用者の負担をできるだけ生じさせないようにするための手法について、色々考える余地があると思っています。

それから放課後児童クラブについてですが、小樽の場合はほとんど学校で実施されていて、移動しないことでは望ましいと思っています。ただし、全国的には保育所のほか色々放課後児童クラブに取り組まれている例がありますが、小樽でもぜひ子どもたちが活動しやすいクラブとなしてほしいと思っています。また、開設時間や高学年の子どもへの過ごし方も課題ではないかと思っています。

◇会長

それでは、次回の会議では、本日説明がありました新制度の骨格もより固まってくると思います。

また、アンケート結果も反映されるよう議論を進めていきたいと考えていますが、そのほか、事務局からはありますか。

◇事務局

今後の日程について説明します。先ほどお話がありました資料7をご覧ください。スケジュールが記載されたものですが、次回の会議日程につきましては、2月ないし3月となりますが、本日の時点ではまだ決めかねています。本日、資料1 中間報告(速報)として提出した内容は、国のアンケート集計の手引きが示されていないなかで、単純集計した内容のものと報告しましたが、実は昨日朝に国のアンケート集計の手引きが内閣府のホームページに初めてアップされまして、まだ内容については詳細な確認を終えていませんが、今後、先ほどのお話にありました市町村計画の量の見込みについては、この集計の手引きを基に作業を進めることになっているため、今後、集計期間などについて委託業者と協議します。そのため、作業のめどがつきましてから、次回の会議の連絡を行いたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

◇会長

それでは、次回の会議は早ければ2月、時間がかかるのであれば3月となります。よろしいですか。また、会議の開催前でもまとまった資料ができれば委員の皆様へ送付されるようお願いいたします。そのほか、委員の皆様の意見などありますか。

◇委員

先ほど、放課後児童クラブの話が出ていましたが、私の家庭でもこれまで利用してきていますが、色々クラブの指導員が気遣いしつつ対応をしていただき、働く母親としては助かっていると感じています。

◇会長

そのほか、特になければ、長時間に渡りご協力いただきありがとうございました。これにて終了いたします。